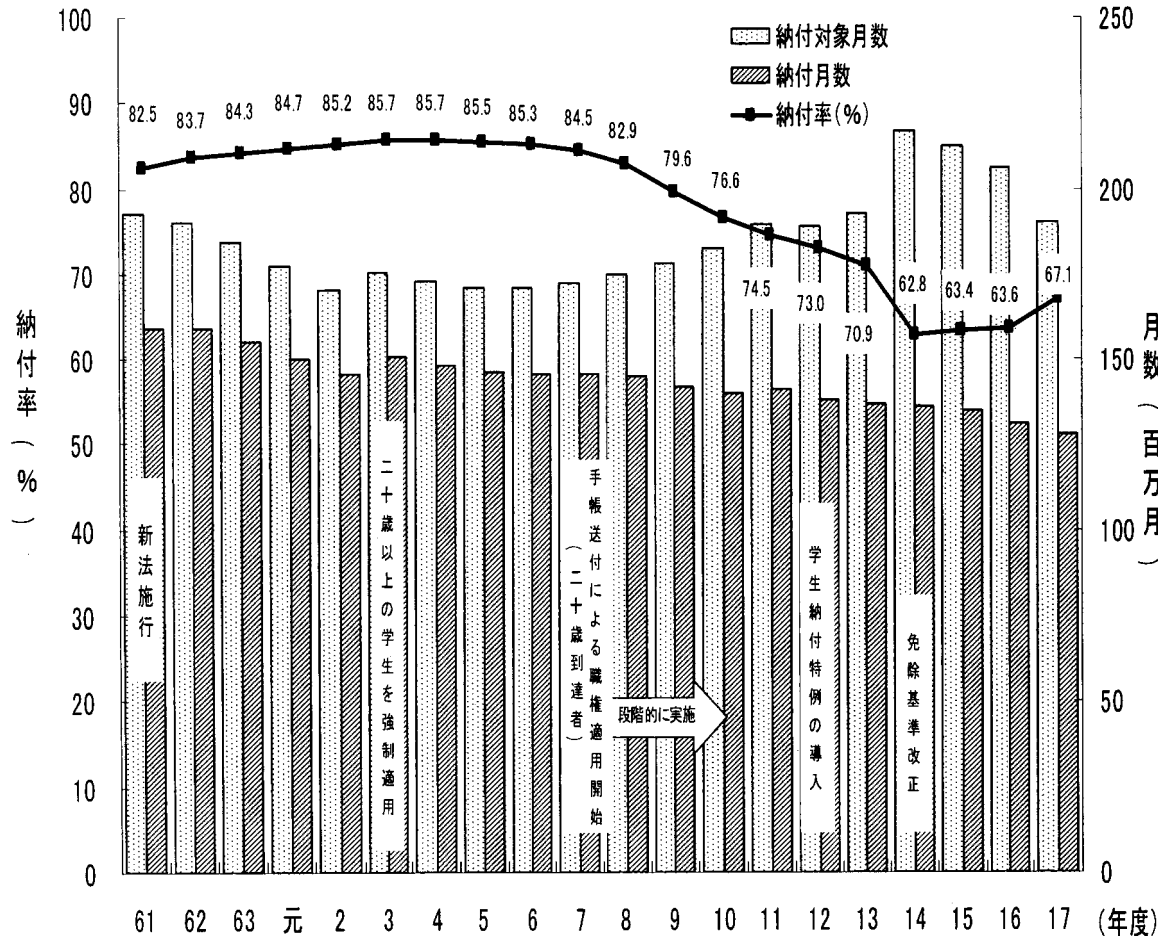


国民年金保険料の平成 17 年度の納付状況の分析等について

平成 17 年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



**平成 17 年度の納付率は、67.1%**  
**(対前年比 + 3.5%)**

\* 免除等の不適正処理分の影響 = △0.7% を除いたもの

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

## ① 納付率

- 平成17年度の現年度分(17年4月~18年3月分)の納付率(不適正処理の取消後)は、67.1%  
(対前年同期比+3.5%)。
- 国民年金法令の規定等に反する手続による不適正処理の取消後の納付率を集計したものである。  
今般の不適正処理の取消前の納付率は67.8%であり、不適正処理分の影響は納付率ベースで  
△0.7%であった。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成16年度 (対前年同期)	13,111万月 (△2.8%)	20,613万月 (△3.1%)	63.6% (+0.2%)
平成17年度 (対前年同期)	12,793万月 (△2.4%)	19,060万月 (△7.5%)	67.1% (+3.5%)

## ② 納付月数

平成17年度中に納付された保険料のうち、現年度に係る分は、前年度比318万月(2.4%)の減少となったが、過年度分にかかる分は、前年度比81万月(7.3%)の増加となり、過年度分を含む納付月数全体では、前年度を237万月(1.7%)下回った。

【単位：万月】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度比
総納付月数	14,458	14,337	14,539	14,218	13,981	△1.7%
現年度納付月数	13,673	13,627	13,492	13,111	12,793	△2.4%
過年度納付月数	786	710	1,047	1,107	1,188	7.3%
前年度分	485	458	738	647	693	7.2%
前々年度分	301	252	309	461	495	7.4%

## ③ 納付対象月数

現年度分に係る納付対象月数は、平成15年度以降減少を続け、平成17年度については、前年度比1,553万月(7.5%)の減少となった。

【単位：万月】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度比
納付対象月数	19,285	21,712	21,276	20,613	19,060	△7.5%

- 納付対象者数が大きく減少している中で、納付月数の減少は比較的少なく、実質的に増加していると言える。

	納付対象者数	納付月数
平成16年度末	1,759万人	13,111万月
平成17年度末	1,652万人 (△6.1%)	12,793万月 (△2.4%)

#### ④ 目標納付率との関係

- 平成17年度の現年度納付率は、目標納付率69.5%に、2.4ポイント及ばなかった。
- 一方、17年度の納付率改善幅については、単年度の目標改善幅に0.3ポイント差まで近づく結果となった

17年度納付率 (①)	17年度目標納付率 (②)	目標との差 (①-②)	17年度納付率 改善幅(③)	17年度単年度 目標改善幅(④)	目標との差 (③-④)
67.1%	69.5%	△2.4%	3.5%	3.8%	△0.3%

#### 《目標納付率とは》

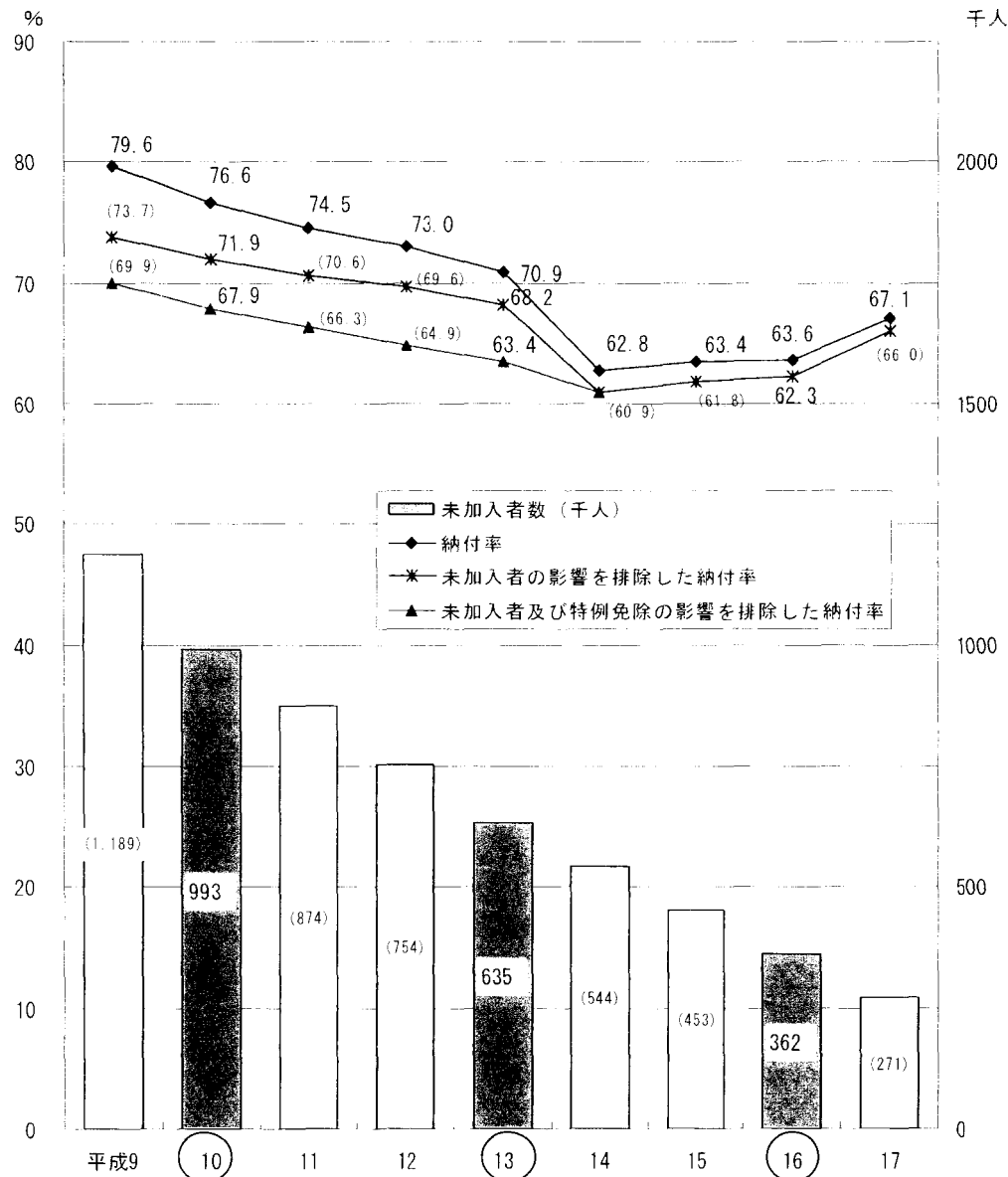
平成15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率として80%を設定。  
平成16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

〔80%とは・・・20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績値(79.6%)」を当面の目標値として設定。〕

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%
(実績) 63.6%	(実績) 67.1%		

## ⑤ 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。  
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

● 未加入者の影響を排除 → **73.7%**

● 未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

## ⑥ 納付状況の要因分析

平成17年度の納付率は、前年度から3.5ポイント上昇しているが、その要因をみると次のとおり。

○若年者納付猶予制度導入（法律改正事項）による影響

・・・・・・・・約1.1%上昇

○申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及（法律改正事項）による影響

・・・・・・・・約0.7%上昇

○保険料の納付が困難な者に対する免除申請勧奨による影響

・・・・・・・・約1.5%上昇

○第1号被保険者の人口構成の変化による影響

・・・・・・・・約0.2%上昇

## ⑦ 事務局・事務所別納付状況

《目標納付率達成状況：目標納付率を達成した事務局・事務所》

	16年度		17年度	
	目標達成数	目標達成数	目標達成事務局・事務所	
社会保険事務局	0	10	福井、山梨、奈良、和歌山、鳥取、広島、徳島、香川、愛媛、福岡 (参考) 17年度の単年度の改善幅目標を達成した事務局は32事務局	
社会保険事務所	11	71	全事務所の22.8%	

《納付率の状況》

(納付率の高い上位3事務局)

	17年度		
	納付率		対前年度改善幅
1	島根	80.0%	福岡 +7.3%
2	新潟	79.6%	山梨 +6.0%
3	長野	78.1%	高知 +6.0%

(納付率の高い上位3事務所)

	17年度		
	納付率		対前年度改善幅
1	麹町(東京)	90.4%	白河(福島) +12.1%
2	六日町(新潟)	87.4%	難波(大阪) +10.5%
3	高山(岐阜)	86.8%	小倉北(福岡) +8.5%

《被保険者が減少している中で納付月数が増加した事務所(納付率改善幅順)》

		納付月数(月)			被保険者数(人)			納付率 改善幅順
		16年度	17年度	改善幅	16年度	17年度	増減	
1	白河(福島)	153,305	163,176	9,871	26,163	25,862	-301	1
2	甲府(山梨)	399,880	401,161	1,281	64,450	63,265	-1,185	17
3	大手前(大阪)	162,756	163,455	699	37,504	37,047	-457	59

上記のほか、奄美大島(鹿児島)、文京(東京)、渋谷(東京)、横浜中(神奈川)、京橋(東京)が該当。

## ⑧ 行動計画に基づく平成17年度の取組結果

平成17年度の行動計画（改訂版）における取組結果については次のとおり。

### 《納付督促活動》

	①17年度目標件数 ※	②17年度の実施結果	達成率(②÷①)
電話納付督促	823万件	823万件	100.0%
戸別訪問督促	1,718万件	1,774万件	103.3%
催告状	3,965万件	3,418万件	86.2%
集合徴収	2,004万件	1,952万件	97.4%
口座振替勧奨	556万件	543万件	97.7%

※市場化テスト実施事務所は納付督促を行わないことから対象となっていない。

### 《免除等勧奨》

	①17年度目標件数	②17年度の実施結果 ※	達成率(②÷①)
全額申請免除	246万件	291万件	118.3%
学生納付特例 若年者納付猶予	247万件	240万件 〔学生納付特例 177万件 若年者納付猶予 63万件〕	97.2%

※不適正な処理分を除いた実施結果である。

### 《強制徴収》

	①17年度目標件数	②17年度の実施結果	達成率(②÷①)
最終催告状発行	14万件	17万件	122.8%



## (参考) 公的年金制度全体の状況

- 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、未加入者は約27万人。  
 公的年金加入対象者全体で見ると、約94%の者が保険料を納付(免除を含む。)

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

### 《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

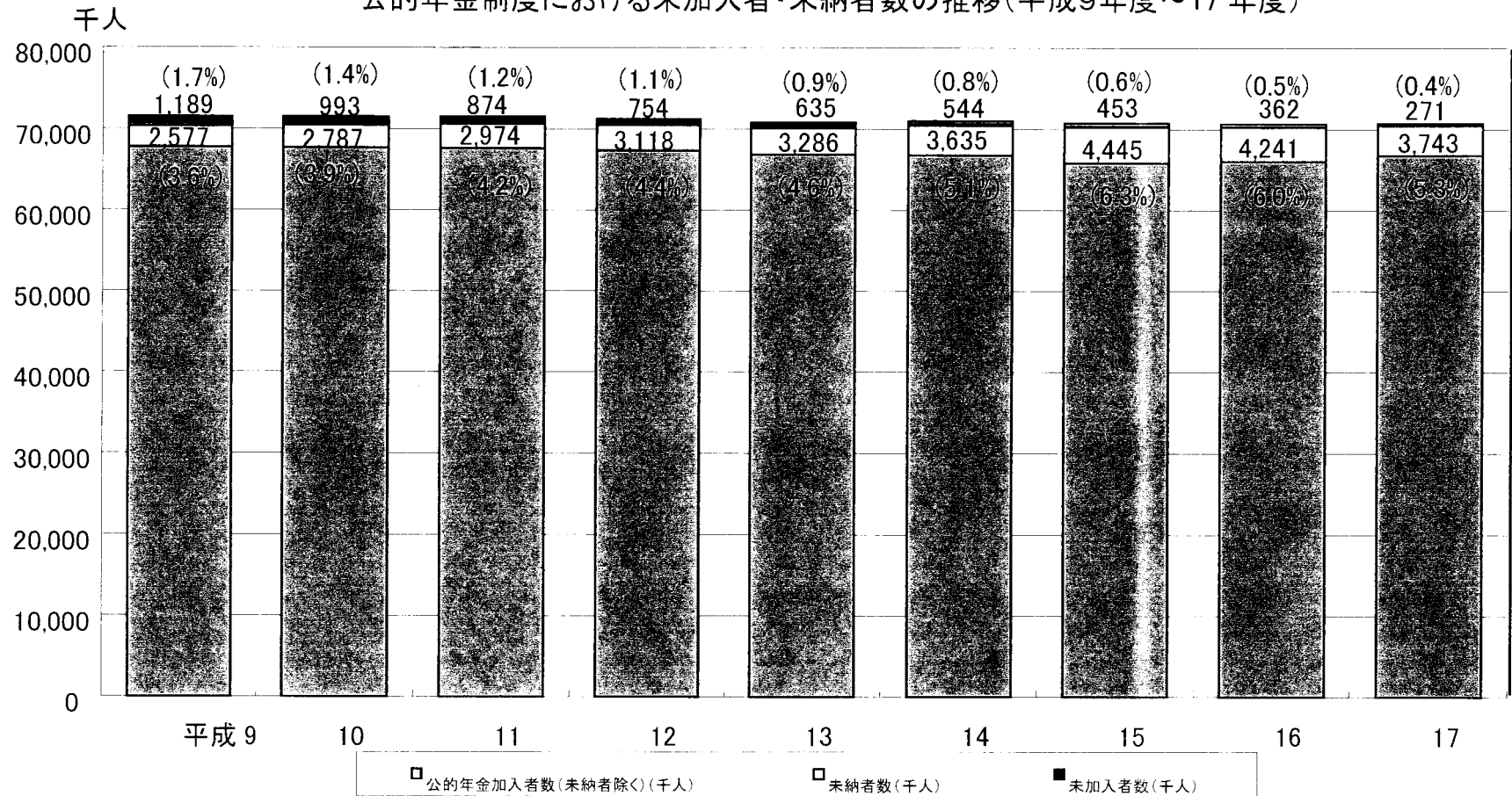
(7,076万人)

公的年金加入者 (7,049万人)				
第1号被保険者 (注1) 2,190万人		第2号被保険者 (3,766万人)		(注1) 第3号被保険者 1,092万人
免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)	
未納者 374万人 (注3)		}		
第1号未加入者 27万人		401万人		

(注2)

- (注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。  
 2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。  
 3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。  
 4 平成17年3月末現在。  
 5 ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～17年度)

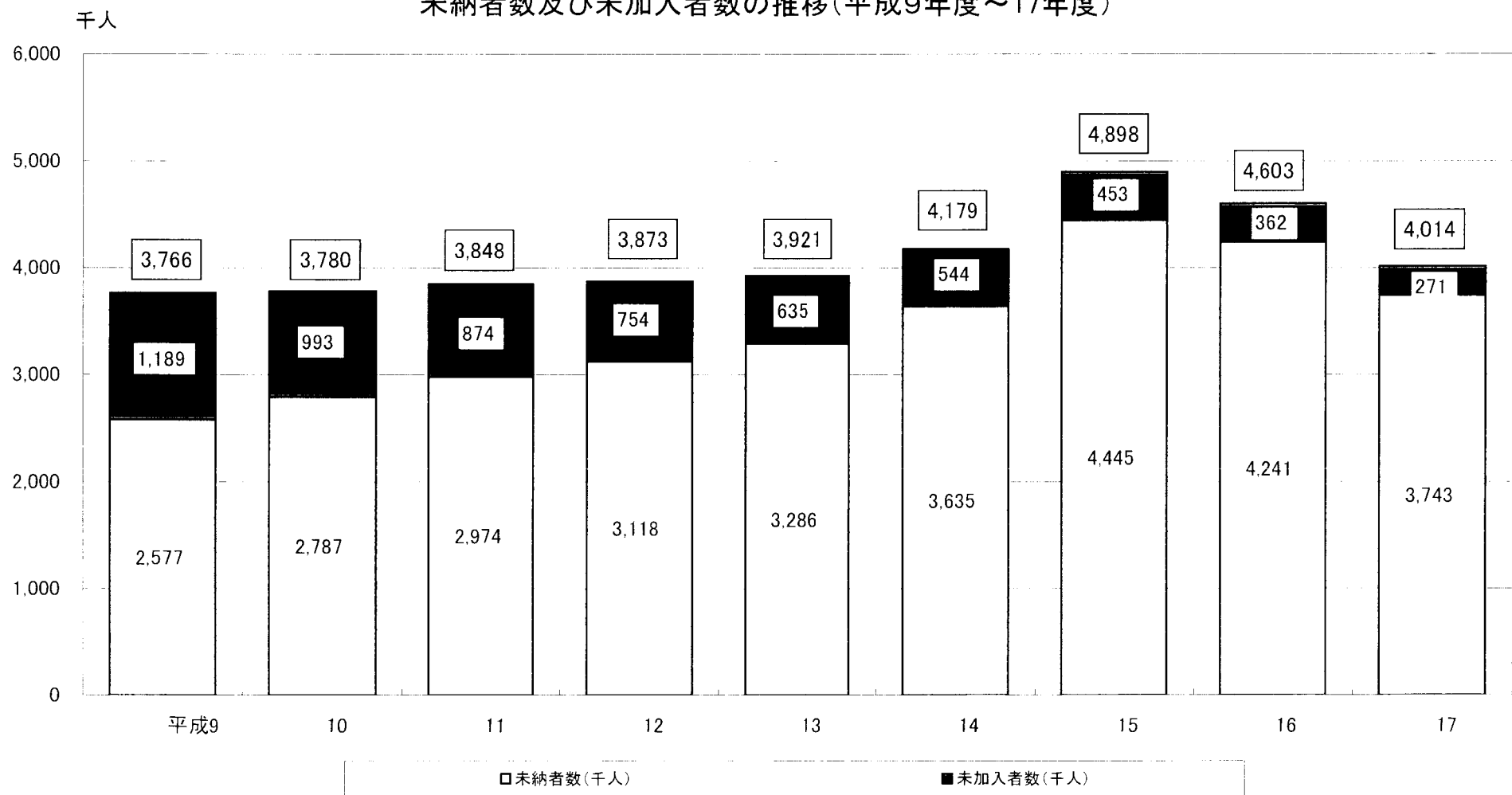


注1)未納者とは、過去24ヶ月の保険料が未納となっている者である。

注2)平成17年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したものの。

未納者数及び未加入者数の推移(平成9年度～17年度)

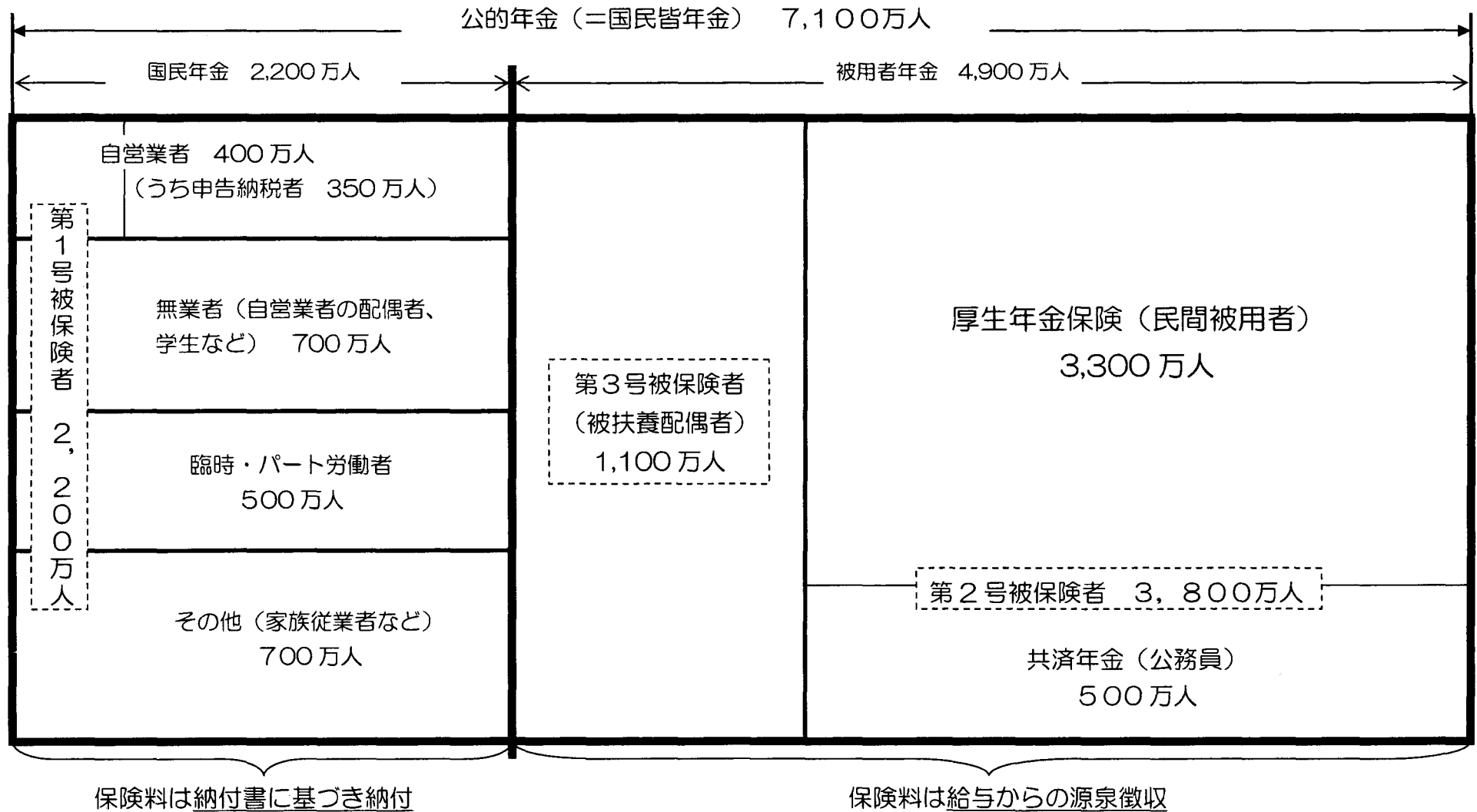


注1) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注2) 平成17年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

# 公的年金制度の対象者



※ 医療保険制度における国民健康保険(国保)と被用者保険の関係も、上記の図とほぼ同様。ただし、医療保険の場合は、被扶養配偶者以外の被扶養者についても被用者保険でカバーされており、年金制度と比較して被用者保険によってカバーされる範囲が広い。

なお、市町村国保の保険料納付率は、世帯ベース(国民年金は個人ベース)で見ると約8割。ただし、この中には、納付率が高いと考えられる60歳以上の世帯層も含まれている(一方、国民年金は20~59歳が対象)。